

# 平成 21 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 21 年 11 月 2 日 ( 月 ) 13 : 30 ~ 15 : 30

場 所 県庁第 2 別館 5 階 第 3 会議室

出席委員 11 名(敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財)えひめ女性財団理事長

委 員 大 隈 満 愛媛大学農学部教授

” 菊 池 裕 子 前えひめ女性財団常務理事

” 近 藤 智 佳 公募委員(会社員)

” 四 方 智 美 愛媛労働局雇用均等室長

” 友 石 晃 由 愛媛県 P T A 連合会会長

” 松 尾 多美子 愛媛県小中学校長会理事

” 宮 崎 佐恵子 愛媛県漁協女性部連合会会長

” 宮 崎 幹 朗 愛媛大学法文学部教授

” 向 江 隆 文 N H K 松山放送局放送部長

” 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事

## 1 開 会

司会 ただ今から平成 2 1 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議を開会いたします。

はじめに田中会長からご挨拶をお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

田中チカ子会長 では、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様、今日はお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。また、担当課におかれましても、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今日は、この会の役割の一つでございます県の施策の実施状況についての調査、いわばチェック機能でございます。前回第 1 回目の会議で、4 つの事業を選ばせていただいておりますけれども、そのヒアリングを行ってまいりたいと思います。皆様いろいろな立場からこの会議に

来てくださっているわけで、どうぞ忌憚のないご意見をそれぞれのお立場からお願いできたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。本日は下田副会長、甲斐委員、加藤委員、善本委員の日程が整わず欠席されております。都合11名の委員の皆様にお出席をいただいております。定足数を満たしておりますのでご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

#### 資料確認

それでは、ここからの議事の進行を田中会長にお願いしたいと思います。田中会長よろしく申し上げます。

### 3 議 事

田中チカ子会長 ありがとうございます。皆様のお手元にあります会次第に従いまして進めていきたいと思っております。まず、今ご説明のありました4つの事業を選んでいただいておりますので、これを順にヒアリングしていきたいと思っております。時間が限られておりますので、担当課1課につき25分、そのうち15分でご報告いただいて、後の10分で皆様からのご質問、ご意見をお受けするという時間の振分けでいきたいと思っております。どうぞご協力の程をお願いします。そして、資料の説明のところでもありましたが、最後に事務局からご報告があります。

では、早速進めてまいりたいと思っておりますけれども、今日皆様からいただくご意見、それから担当課からのご報告については、今後のこの会の審議に反映させてまいりますとともに、担当課におかれましては、今日出てくるご意見等を実際の事業の展開の中にできるだけ取り込んで対応していただきますようお願いいたします。

それではまず、「男女共同参画の視点に立った意識の改革」、うんと若い人から始めなきゃいけないのではないかということで、「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」につきまして、高校教育課からご説明いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それから皆様、ご報告、ご質問を受けた後は担当課の方は退席なさいますので、該当の質問はその時間内にさせていただきますようお願いいたします。

資料1 高校生「愛とこころの交流体験」推進事業 高校教育課

高校教育課 高校教育課の北須賀と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」について、事業の概要をご説明申し上げます。

この事業は、本課がこれまで行ってきました「豊かな人間性育成事業」を引き継ぐ形で今年度から実施しております新規事業でございます。全ての県立高校を対象としておりまして、高校生が地域の様々な世代の人々と交流しながら、「地域から学ぶ交流体験」と「地域に貢献する交流体験」、この2つの体験活動を中心に取り組んでいくものでございます。活動の内容につきましては、後でご説明いたしますが、この2つの活動を全ての高校生を対象として行いまして、2月に全ての学校の代表生徒によるサミットを開催して、東・中・南予の各2校による取組みの成果の発表、意見交換等を行うこととしております。

平成21年度の参加予定生徒数は、「地域から学ぶ交流体験」は56校を対象としまして約19,000人の参加予定者数、それから「地域に貢献する交流体験」こちらも56校、約31,000人、延べ約5万人を予定しております。また、この事業の事業費は合計で、456万5千円となっております。

2ページをご覧くださいと思います。事業の概要につきまして詳細にご説明させていただきます。目的は、高校生が地域から学ぶ活動や地域に貢献する活動を企画し、実践することを通して、地域の様々な世代の人々との積極的な交流を行い、他者を尊重し思いやる心、自己を肯定し大切に作る心、社会性、協調性、規範意識などをはぐくむことであります。

対象校は先ほど申しましたとおり56校ですが、これは県立高校及び中等教育学校の全日制課程全てであります。サミットについては、東・中・南予の各2校ずつを発表校といたしまして、そのうち中予の1校を会場校とする予定であります。

事業の内容ですが、それぞれの学校の教育目標に基づきまして、生徒や地域の実態に応じて、地域との交流体験活動を、教育課程、例えば総合的な学習の時間やホームルーム活動や学校行事の中に位置づけて実施しますが、全ての高校生に在学中に地域から学ぶ交流体験、地域に貢献する交流体験の中から少なくとも一つずつを経験させることとしております。そして、各学校はサミットに参加し、発表校の報告を聞くとともに、意見交換を行うことによって、交流体験の成果を深めていくということであります。

実施方法につきましては、まず、交流体験推進委員会を設置いたします。これは生徒・教員・地域住民で構成し、具体的な内容の計画立案、地域との調整を行います。そして、校内での事前指導を行います。これは、生徒を対象にアンケート等を実施したりいたしま

して、現状を把握いたします。そして交流活動のねらいを明確にして、実際の交流体験活動を実施するということになります。

交流体験活動の具体的な例といたしましては、「地域から学ぶ交流体験」これは、地域の様々な年代の人々から、伝統文化、郷土の歴史、職業観、家庭観などを学んだり、保育体験や介護等体験を通して思いやりの心や生命をいとおしむ気持ちをはぐくんだりする、そういった交流活動でございます。活動例といたしまして、茶道や華道などの伝統文化の学習や郷土芸能の継承、フィールドワークなどを通じた地域の歴史や産業についての学習、育児をすることや介護をすることなどについての座談会の開催、あるいは乳幼児施設等での保育等の体験活動の実施や、高齢者福祉施設等での介護等体験活動の実施などが考えられます。

そしてもう一つの「地域に貢献する交流体験」ですが、これは、幼児、小・中学生、地域の人々を対象とした出前授業や公開講座、一人暮らしの高齢者等との交流活動や清掃等の奉仕活動、こういった活動を通して社会における自己の役割を自覚させ、進んで社会に貢献する態度を養う、そういう交流活動でございます。例といたしまして、小学校低学年以下の児童や幼児を対象とした読み聞かせの実施、小学生への教科指導の補助、部活動等スポーツや文化活動における交流、指導、あるいは地域の人々を対象としたパソコン教室の開催、一人暮らしの高齢者等に対する訪問や郵便を通しての交流活動、地域の人々とともに取り組む清掃等奉仕活動の実施などが考えられます。

こういった活動後は、交流した人々へのアンケートを実施するなどして、今後の活動の改善に活用することとしております。あるいは、生徒対象のアンケート等も実施して、生徒の変容を検証して、次年度の計画立案に活用することとしております。そして、最後にサミットを開催し、サミットを通して研究成果を深めていくということになります。実施期間は、5月1日から3月20日ということで、現在行っているところであります。

3ページを開けていただければと思います。これは現在、平成21年度の事業計画につきまして、各校から出されている項目の内容でございます。先ほど申し上げましたように延べ約5万人が参加するということとなっております。それから、4ページが実際の参加予定者の内訳になります。学校によって、クラス数ですとか在籍生徒数にかなりの差がございます。教職員や一般の方も想定した数字が入っております。これまでも高校教育課におきましては、平成14年度から「豊かな人間性育成事業」というのを実施しております。この事業においても3つの活動がございまして、地域の方々と連携しながら、清掃活動を行ったり、高齢者福祉施設の介護体験や交流活動を行ったり、あるいは地域の保育所とか幼稚園等の協力を得て乳幼児との保育体験活動を行ったりしたところであります。これま

での「豊かな人間性育成事業」の成果をさらに発展させるという形で、今年度からこの「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」といったものを実施しているということになります。これは、従来からございました「地域から学ぶ」という視点に加えて、学んだことを活かして「地域に貢献する」といった視点に立った活動も必要であるという考えの下に、この事業を展開しているところであります。

最後にこの事業が男女共同参画社会の形成にどういった点で役に立つのかということですが、でございますけれども、この事業によりまして、男女がともに育児や介護、地域活動に参加する経験をするということで、男女が協力することの大切さといったものを自然に認識させたりといった効果があるのではないかとというふうに考えております。そういった点におきましても、男女共同参画社会づくりには少なからず貢献できるのではないかと考えております。

概要につきましては以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。丁寧にご説明いただきました。委員の皆様方には事前に資料をお配りして目を通していただいておりますけれども、先ほどのご説明をお聞きして気づいたことでも、ご質問、ご意見でも結構でございます。

「豊かな人間性育成事業」をしておられた頃は、生徒の意見とか生徒の計画段階からの参画というのはどうだったんでしょうか。

高校教育課 基本的には、どちらかといいますと教師主導の形で実施していくということには否めないだろうと考えております。ただ、実施する段階で、現地に訪問する際などには、生徒のアイデアを取り入れるなど柔軟な形での対応というのはあったと考えております。

田中チカ子会長 今度新しく「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」を展開なさっておりますけれども、より生徒の参画を積極的に採用したということはあるでしょうか。

高校教育課 これは、先ほどの資料の中にごございました交流体験推進委員会の中で、生徒の意見を活動計画の立案に活かしていけるものと考えております。

田中チカ子会長 よく起こりがちなんですけれども、先生方が知恵を絞って作られたプログラムでも生徒はちっとも喜ばないとか、ミスマッチが起こることもあるんですけれども、生徒が参画していることによってこれはかなり防げるなと思いつつ聞かせていただきました。ありがとうございます。委員の皆様からご意見ありますか。

松尾多美子委員 はい。内容的にすごく興味を持ち、さらにこういう形で進めるといいなと思えました。内容でちょっとお聞きしたいと思ったのは、これに参加した男子生徒、特に介護経験とか保育所での幼児との触れ合いの体験の中で、どのような感想、反応があったかということ。

それからもう一つ、これは高校生だから可能だと思うんですけども、2月に全ての学校の代表生徒によるサミットの開催ということなんですが、県下の生徒が集まるというのは大変なことだと思うんですが、そういうことは問題はないんでしょうか。

高校教育課 サミットの参加者につきましては代表だけということになります。各校を代表して参加をするということになります。

それから、生徒の反応なんですけど、高校教育課では事業報告はそれぞれの学校のホームページで掲載してもらうようお願いをしております。これまで「豊かな人間性育成事業」においてもそういった形で掲載をしていたんですけど、既に現在、21年度についてもいくつかの学校で掲載されております。その中で、例えば北条高校の事例がありますが、男子生徒がこのような感想文を残しております。ちょっと読ませていただきます。例えばですね、これは保育という活動で、保育所に行った事例なんですけれども、「この交流体験を通して保育士という夢にまた一步近づけたように思いました。子どもたちとふれ合うときにどう接すればいいのか、子どもたちと仲良くなるにはどうすればいいのかなど、たくさん分かったような気がします。保育士という夢はまだまだあきらめないと思いました。」、もう一人の生徒は「子どもたちはとても元気でその元気を僕ももらえたような気がします。このような体験はあまりしたことがないので正直不安でした。でも自分なりの笑顔と優しい気持ちで、子どもたちに喜んでもらえたような気がします。」と、こういった感想がホームページには掲載されているわけなんですけれども、生徒もこういった形で感動を得ることができたのではないかというふうに思います。

田中チカ子会長 保育現場にも返しておられますよね。お礼状というか、感想文というのか、綴ってあるのを見たことがございますけれども、多くの学びがあるようです。

他に委員の方からございますか。

大隈満委員 1ページを拝見すると、高齢者の介護に参加する人数がずっと減っていますけど、その理由。それから奉仕活動が平成19年度まで減って、20年度にぐっと増えて、おかげで全体の参加人数が20年度は盛り返しているんですけど、その辺何かあるのか、分かりましたら教えてください。

高校教育課 奉仕活動につきましては、その年の天候などの影響もあると思います。特に奉仕活動は時期的なこともございます、わりと7月や8月に行っているケースが多くありまして、台風などとぶつかったりしますと、若干減ったりするといったこともありますので、そういうことも影響しているのではないかと思います。

それから、介護体験の数も減ってたりするんですけど、どうしてもお年寄りと接するということがございまして、受入側から生徒の受入れについて遠慮されるということもあった

ふうに聞いております。

田中チカ子会長 年によってはノロウイルスがかなり問題になったこともございました。それからインフルエンザのこともあります。いろいろなことが関わってくるのではないかと思います。それは保育所も一緒なんですけれども、高齢者のほうに慎重に対応する姿勢が強かったということと、やっぱり子どものほうが人気があるというか、それもあると思いますね。数字がないところでものを言って申し訳ないと思いますけど。数の点でも保育所のほうが多いと思います。そういった点もあるのかなと思います。別に学校の指導でこうなったということではないというわけですよ。

高校教育課 そういうことではございません。

田中チカ子会長 大隈委員さん、よろしいですか。

大隈満委員 はい。

田中チカ子会長 時間がだいたい来たようでございますが、よろしいですか。

向江委員さん。

向江隆文委員 すみません。「地域に貢献する交流体験」のところなんですけれども、定義ではいろいろなメニューのバリエーションを考えておられるようなんですが、実際の計画となればもう清掃活動が大半を占めるような感じになっております。確かに清掃活動はそれだけでも非常に体験としてはいいと思うんですが、もう少しバリエーションに富んで、人と人との交流を目指したような活動とかにできないんでしょうか。

高校教育課 今年度、この事業は初めてで、今年サミットも開かれますので、そういったところで清掃活動以外の取組みも発表していただきまして、来年度以降に活かせるようにしたいと思います。

田中チカ子会長 向江委員さんおっしゃった中で、清掃活動でも一向に構わないんですけども、その中で地域の人との交流があったらばもっといいという意味に聞いたんですけど、いかがですか。

向江隆文委員 多分それも意識して一般の方の参加も考えておられるんだと思いますが、なんとなく生徒の側に立てば、今日行って掃除してよかった、で終わってしまうんじゃないかなと。

田中チカ子会長 そうですね。それであればちょっともったいない話です。また、今後の事業の展開の中で活かしていただきたいと思います。

高校教育課 ありがとうございます。

田中チカ子会長 他にございませんか。でかけるのは清掃活動であっても、環境美化であっても、その中に人が絡んでほしいという願いがございます。できればそれが男女共同参

画という視点で展開されるということが大切ではないかと思っております。

担当課から、ご質問はなかったけど、是非言っておきたいということはありませんか。

高校教育課 特にありません。

田中チカ子会長 お忙しいところありがとうございました。

#### 資料2 えひめ子育て応援企業育成事業 労政雇用課

田中チカ子会長 そうしましたら続きまして、2番目の事業でございますが、「えひめ子育て応援企業育成事業」ということで、経済労働部管理局労政雇用課からお出でいただいております。よろしく申し上げます。

労政雇用課 労政雇用課長の境と申します。当課から「えひめ子育て応援企業育成事業」について説明させていただきます。担当から細かく説明させていただきます。

労政雇用課 係長の阿部と申します。本日はよろしく申し上げます。それでは資料に沿いまして、ご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。「えひめ子育て応援企業育成事業」でございますけれども、この事業は平成19年度から事業化しております。今年度で3ヵ年目を迎えております。この事業の目的ですけれども、急速に進行します少子化、あるいは労働環境の変化、具体的に申しますと労働人口が減少している、あるいは共働きの世帯が過半数になっているというような状況に対応するため、県内企業における働き方の見直しを進め、男女ともに仕事と子育てをはじめとする家庭生活が両立しやすい家庭環境の整備をする必要があるということから、特に取組みが進んでいないと考えられております中小企業を中心といたしまして、県内企業における自主的な取組みを促進するために、この事業を予算化した次第でございます。

この事業につきましては、このページにあります1番から4番までの4つの事業で構成しております。1番目が「子育て応援企業顕彰事業」でございます。この事業は、企業の取組みを社会的に評価しようということで実施している事業です。それから2番目「家庭にやさしい企業支援事業」でございますが、仕事と家庭の両立支援のために積極的に取り組んでいただいている企業に対して、その経費を一部助成しようという事業でして、メニューとしては2つございます。「育児・介護短時間勤務制度等導入助成」ということで、実施をしていただいた企業には申請に基づき20万円を交付するということになっております。それから2番目のメニューとしましては、「男性の育児休業取得促進助成」ということで、男性従業員が1週間以上の育児休業を取れば、申請に基づき10万円を交付するという事業になっております。それから3番目ですけれども、仕事と家庭の両立を進めるため



にはどうしても事業主側の理解が必要となります。そこで、事業主や管理職、人事担当者の意識改革を進めるために、啓発事業ということでシンポジウムを毎年開催しております。今年度につきましては、あさって水曜日の13時30分から東京第一ホテル松山でこのセミナーを開催することにしておりますので、もしお時間の許す方がおられましたら、是非ご参加いただければと思います。それから4番目です。この「次世代育成支援に関する事業所調査事業」につきましては、平成18年に実施いたしまして、3年も経ったということで、今年度予算化をしております。各企業におきまして、育児・介護休業の取得状況等がどうなっているのかということアンケート調査するという事業でございます。事業としては4つの事業から構成されております。

この事業の中心となりますのは「えひめ子育て応援企業」認証制度でありますので、この制度についてもう少し詳しく説明させていただきます。カラーのリーフレットをご覧くださいと思います。中央にありますのが、「えひめ子育て応援企業」の認証マークです。公募して決定したマークでございまして、応援企業になっていただきましたら、このシールを会社に貼っていただく、あるいはホームページ等、あるいは名刺等にもマークを掲載していただいて、PRもしていただくということで活用しています。

この「えひめ子育て応援企業」の対象となります企業は、県内に事務所を置き、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる中小企業ということで、常時雇用する労働者数が300人以下の会社ということにしております。ここで300人以下にいたしましたのは、国の次世代育成支援対策推進法によりますと、一般事業主行動計画を作らなければならない企業というのが300人超の大企業ということになっておりまして、そこにつきましては法律の義務もありますので次世代育成というのがかなり進んでいるんですけども、義務化されていない中小企業につきましてはなかなか進んでいないという現状がございます。県下におきましても、一般事業主行動計画を届出しているのは150社程度ということで、あまり普及していないこともありまして、県としても中小企業に力を注がないといけないのかなということで、対象としては300人以下の中小企業ということにしております。

続きましては認証基準でございます。1番目は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、愛媛労働局に届け出た後に、その計画の実行に着手していることです。その行動計画というのが具体的にどのようなものかということが、次のページをお開きいただきましたら簡単に掲載しております。Q&Aの右端に行動計画の例をお示ししております。期間の定めも特にございません。2年から5年を標準としておりまして、個々の企業で設定をしていただきます。目標につきましても特に定めはございません。何項目でも構いませんし、どういうレベルのものでも結構です。ただし、それぞれの企業で現状より

も少し上回ったものを目標として掲げていただいて、現状を少しでも改善していただくというものになっていけば結構です。これが次世代育成支援対策推進法に定めます行動計画ということになります。ですので、この計画を作っていただくということが認証要件の1番目になります。

1ページにお戻りいただきまして、認証基準の2番になります。育児・介護休業法の基準を満たします「育児休業制度」、「子の看護休暇制度」、「育児のための勤務時間短縮等の措置」、これは法律で労働者が申出をすれば必ず与えなければならない制度になっておりますけれども、これを各会社の就業規則に盛り込んでいただくということを認証基準にしております。

3番目が、これは当たり前のことだとは思いますが、過去3年間において法令に違反する重大な事実がなかったことということで、この3つを認証基準としております。

認証基準のレベルは低くおさえており、たくさんの企業にこの認証企業になっていただいて、社員のために少しでも労働環境を改善してもらいたいということで、認証をとりやすい制度としてスタートしております。この3つの基準を満たしていただきましたら、申請書を出せば認証ということになります。

ページをお開きいただきまして、右のページをご覧ください。認証企業になればどういったメリットがあるか、認証を取るにいたしましても企業にもメリットがないとなかなか普及もしませんので、このメリットについても県として今努力をしております。1番のメリットは当然のことではありますけれども、企業経営にメリットがあるんですよということです。まず子育て支援をするということで企業イメージも上がりますし、もともと出産のときに辞められていた女性社員の方も働きやすい職場になれば、職場復帰もできる、育児休業で一時中断はするけれども、また職場に戻って来られるということで、優秀な人材が確保できるということ。あるいは、ノー残業デーを設定しましょうということにすれば、労働時間を短くしても業績は同じように上げないといけませんから、社員が工夫をして効率的な働き方をするというので、会社にとっても効率が上がるというメリットもございます。それ以外に県がこの認証制度を普及するために作ったメリットといたしましては、先ほど簡単にご説明いたしました助成金が1.5倍になるという増額の制度を設けております。それからもう一つは、金融機関とのタイアップによります低利融資制度の創設にも努力しております。制度を立ち上げました19年8月の時点では、商工中金さんが低利融資制度を作っていたんですけど、昨年度には愛媛信用金庫さん、ここには書いておりませんが、今年度には伊予銀行さん、愛媛銀行さんに低利融資の制度を作っていただきまして、官民あげて子育て支援に取り組んでいるところでございます。

この制度を立ち上げまして3年が経過したわけですが、現時点で認証企業は11社ということで少ない状況にあります。そこで、この状況を打開するために、一番最後の資料になりますけれども、県としては「えひめ子育て応援企業認証サポート事業」というのを今年度実施しております。これは県の緊急雇用創出事業を活用して、社団法人愛媛県法人会連合会さんに委託をいたしまして、6名のサポーターさんを雇用して、企業訪問をしていただくという事業でございます。企業訪問の中で、その企業の状況を確認し、子育て支援に取り組みないといけないんですよということを啓発していく、そのためには一つのツールとして「子育て応援企業」の制度があるんですよというPRをしていただく。そういった説明をした中で、この制度に賛同していただいた企業については、この資料の委託業務内容の から になりますけれども、一般事業主行動計画の作成支援をする、それから就業規則を直さないといけない企業につきましてはその整備についても支援する、さらに申請書の書き方についても支援するということで、きめ細やかなサービスを提供いたしまして、応援企業を少しでもたくさん増やすために今年度重点的な普及活動に努めているところでございます。この事業、委託期間は6月1日からで、実際に企業を回り始めたのは7月1日からになっております。現在までの4ヶ月間で、認証までこぎつけたのは現在6社、11社のうち6社がサポート事業で認証を受けております。法人会連合会さんに確認しましたら、現在30数社につきましては応援企業になってもいいよということで現在取組みを進めておりますし、残り5ヶ月間ありますので、これからも引き続き企業訪問をして、応援企業を増やしていきたいと考えております。

事業の内容につきましてはご説明したとおりなんですが、資料6で追加の説明をさせていただきます。数値指標の進捗状況の説明です。左側真ん中にありますが、「育児休業制度の規定がある事業所の割合」というところでございます。平成12年の時点では愛媛県では37.8%、平成17年は43.1%だったんですけれども、平成18年12月の時点で55.1%ということになっております。目標値が100%なので約半分程度という達成率になっております。この数字は18年の数字ですから、現状ではもう少し上がっているんじゃないかと思えます。先ほど説明しましたように、統計調査は今年度実施する予定になっておりますので、まだ分かりませんが、国の数値を参考にしますと、国は17年が61.6%、20年が66.4%。これは全国の平均の数値ですけれども、この数字から考えても、県もせいぜい6割程度かなということは推測されます。

目標100%に対してかなり開きがあるということなんですけれども、この100%の目標値につきましては、平成16年に国が「子ども・子育て応援プラン」を作成した時に、21年度の目標として設定したもので、全ての事業所が就業規則を作りその中に育児休業

制度の規定を盛り込むということで、理想値ではないかと思われます。労働基準法では、常時10人以上の労働者を雇用する場合には、就業規則を作りなさいということになっています。この統計数字というのは、10人以上という統計がないので、5人以上の事業所を対象に統計を取っておりますので、法律の義務がかかっていない5人から9人までの部分がなかなか達成しづらいというところも若干は影響しているのかなと考えられます。1番は10人以上の事業所で取り組みが進んでいないということになるんだろうと思うんですけども、この部分につきましては、労働基準法にしましても、育児・介護休業法にしましても県には指導監督権限はございません。

県の役割としましては、法の周知をするとか、事業主さんの意識改革を促して社会的な気運の醸成を図るとか、そういう側面支援となっています。そのため、今回育児・介護休業法でも法律改正がありました。そういうことにつきましてホームページとか各種広報紙で周知をするということもやっておりますし、また子育て応援企業の認証制度の中で、育児休業制度の規定を認証要件にしておりますので、応援企業を増やすことによりまして事業主さんに育児休業制度を就業規則に盛り込んでもらえれば、少しずつではありますけれども進んでいくのかなと思っております。県といたしましては、この応援企業というツールを使って、この成果目標の向上にも努力していきたいと考えている次第でございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

田中チカ子会長 前回ご質問の出した55.1%ですけれども、よく分かりました。皆様からご質問はございますでしょうか。藪委員さんどうぞ。

藪真智子委員 商工会議所から参っております藪と申します。私、商工会議所の企業という立場から2番目の「家庭にやさしい企業支援事業」の予算に対しての質問を主にさせていただきます。

今年度、認証企業のご紹介というホームページも見させていただいて、非常に認証企業に対するイメージアップも図られていて、とてもいいと思います。現在11社の認証企業、そして、今年度法人会連合会さんのご協力でこの企業数も増えることと思っておりますけれども、助成金はこの予算額115万円の中でまかなわれるのでしょうか。

労政雇用課 そうです。

藪真智子委員 そうなりますと、この予算の中で過不足が出てくると思うんですが、例えば今11社ありますけれども、この11社が申請したとすると確実に足りない、もし申請されなかったら余ってくる。もう1点は、1事業主1回限りとなっていますけれども、これは単年度についてなのか、それとも1度申請したらもう次はできないのか、ということ

について企業側としては知りたいなと思います。

労政雇用課 まず、1事業主1回限りかというのは将来にわたって1回限りです。たくさんの企業に、男性の育児休業の取得促進を図るとか法の基準を超えた短時間勤務制度を実施するとか取り組んでいただきたいので、1回限りとしております。

それから予算の過不足につきましては、115万なので少ない額なんですけれども、県の予算も非常に厳しいので、この中でまかなえる範囲をまかなわせていただくということですし、育児休業等を実施された企業全てがこの助成金を申し込んでこられるわけでもありませんので、今のところは不足もなく実施できております。

藪真智子委員 昨年度はこの認証企業も少なかったからよかったですけれども、法人会連合会さんなどは謳い文句に使うって、こういう助成金ももらえるからということも含めて、拡大を図られると思うんですね。そうすると、申請はしたけれども今年度の枠はないので、ということも考えられるわけですか。

労政雇用課 それは可能性としてはございます。

藪真智子委員 よく分かりました。

田中チカ子会長 この11社というのは、19年度からの累計ですか。

労政雇用課 累計でございます。認証企業が必ずこの助成金をもらえるというわけではございません。先ほどもご説明しましたように、認証企業はあくまでも、行動計画を作ること、就業規則を整えることという基準でございますので、この2つでは助成金はもらえません。例えば、短時間勤務でいいましたら、法律では3歳までは短時間勤務制度等の措置を講じないといけないとされております。この助成制度は3歳を超えるような制度、言い換えれば法律を超えるような制度を各事業所で作っていただいて実行された場合の助成金でございます。

男性の育児休業も、男性が育児休業を1週間以上取っていただいた場合でありまして、これも特に行動計画でこういう計画を定めなさいというわけではございませんから、行動計画の内容と関係なく男性が育児休業を取った場合に助成金が交付されるということです。男性の育児休業は国でいうと1.23%、県でいうと2.0%という非常に低い状況でございます。ですからやはり女性ばかりに子育てをしていただいたのではだめで、男性も参加しないとけないという意識で、県としても助成制度を設けておりまして、子育て応援企業とこの助成金が直接リンクするわけではございません。

田中チカ子会長 ありがとうございます。他にございませんか。近藤さんよろしく申し上げます。

近藤智佳委員 近藤と申します。認証によるメリットのところを見せていただいて、先ほ

ど助成金も1回限りと聞いたんですけれども、そうなってくるといろいろメリットを見ていくなかで、今後もうちょっと何かあるといいんじゃないかなという気がしているんですが、例えば、県内で何か事業をするというときの入札で優先的に何か資格が与えられるですとか、この子育て応援企業に就職すると優先的に保育所に入れる特典があるとか、今後そういったメリットを増やされるご予定はありますか。

労政雇用課 基本的には、直接的なメリットというよりは、企業が従業員のことを考えていただくとか、企業の将来を考えていただいてこういうことに取り組みなければならないということをもまずご理解していただくのが先決ではないかと思っております。ただ、そればかりを強調しましても、なかなか企業に御理解いただけない場合もありますので、例えばお金のメリットがあれば、話を聞いていただくきっかけづくりになったり、突破口が開けたりするんじゃないかということで、民間金融機関と提携して低利融資などもしております。ご提案のありましたとおり、もっとメリットがあれば当然普及も進んでいきますので、県としては考えていきたいと思っておりますが、なかなか難しい点もございます。

ちょっと説明がぬけておりましたので1点だけ補足しておきますと、21年度、22年度の建設工事の入札参加資格、建設関係だけでございますけれども、この入札参加資格の審査の際に、育児休業制度を就業規則に盛り込んでいること、行動計画を作っていることの2項目を加点要素に加えていただいております。審査基準の検討段階では、建設業関係で応援企業の認証を受けている企業が1社もありませんでしたので、加点対象としては難しいということで、法律上取り組みなければならない2項目を入札参加資格の加点要素として、昨年度の申込みの際に入れていただいております。今後、普及が進んだ段階で応援企業を加点要素に加えてもらえればありがたいと思っておりますが、それは将来の課題として関係課と検討をしていきたいと思っておりますし、メリットの充実についても可能な範囲でいろいろ知恵を絞っていきたいと思っております。

藪真智子委員 入札の指名業者じゃないかも分かりませんが、ホームページの認証企業の中には建設会社とか設備会社さんとかが既に載っております。

労政雇用課 先ほど説明しましたのは、21年度、22年度の入札参加資格ですので、昨年の10月くらいに申請がございました。その時点では建設関係はまだ1社もございませんでした。入札参加資格の加点要素に、育児休業や行動計画が盛り込まれた影響で、自主的に取組みが行われて、建設業関係の企業がその後応援企業になっていただいたのかなと推測しております。

藪真智子委員 分かりました。

田中チカ子委員 よろしゅうございますか。他にご意見はございませんか。はい。友石委

員さん。

友石晃由委員 なかなか認証企業が増えてないんですけど、その理由はどうしてだと思いますか。それと認証企業がずっと的確かどうかというのはどういうふうにしてチェックされるんですか。

労政雇用課 認証が増えなかった理由につきましては、PRの手法が効果的でなかったのかなという反省がありまして、今年度、法人会連合会さんをお願いしてこのサポート事業を実施したところであります。今までの周知方法としましては、リーフレットを作りまして企業にお配りするとか、県の広報誌でPRする、あるいは事業主さんが集まるような会合に出向いて行って説明をするといったことなんですけれども、1対1で話さない、全体の中での説明では、そんな制度あるのかなと、うちには関係ないなというようなことで聞きとばされていたのではないかと推測しています。ですので、直接社長さんと1対1で話をして、子育て支援の取組みの重要性をご説明し、理解をしていただくということから始めないといけないのかなということで、サポート事業をしたということでございます。

チェックについては、認証の基準が行動計画を作って着手したということと就業規則を整備していることとなっていることから、認証期間中には後戻りはないと考えており、チェックはしていません。ただし、認証期間が終わり、更新する際には再度チェックをかけます。

田中チカ子会長 友石委員さんそれでよろしいでしょうか。

松尾委員さんお願いします。

松尾多美子委員 私は実際に学校で短時間勤務制度を利用した教員がおりまして、企業さんにおいてはさらに大変だなと思うんですけども、実際進めてみると、その短時間の代わりの人との2人が戦力になるというメリットがありました。してみるまではいいことはないだろうと逆のイメージを持っていたんですが、実際してみるとメリットがあった。だから私としては、そういうことを進めている企業さんにPR用のコメントというか、実際に利用した人がこういうふうに家庭と両立できてよかったとか、企業の中でこういうメリットがありましたと、そういう意味で何かうまくPRできる方法がないかなと思います。私は実際に利用してみて、これが途中で終わったからなんとも言えないんですけど、戦力が1人から2人になったという大きな力になったことがありましたので、うまくPRしてもらえたらなと思います。

労政雇用課 おっしゃるとおりだと思います。先ほども申しましたとおり、企業にとってこういう取組みは非常にメリットがあるんだよということを理解していただくことが1番だと思っております。これは県ではないんですけど、国において今年度、企業のヒアリン

グをして、どういうメリットがあったのかという好事例集を作ると伺っております。だいたい、11月から12月くらいにできる予定ですので、どんどんPRに使わせてもらえたらありがたいなと思っております。

田中チカ子会長 ただ代替職員というのは企業が決めることでして、その人が抜けたままで後がんばれというところもあるんですね。だから必ず抜けたから補充しなさいという法律はないわけで、そうしておられるところもあるし、学校などは補充をしないと困るからなさったんだと思いますけど。

労政雇用課 すみません。もう1つ補足ですけれど、労働局のほうで、昨年度ワーク・ライフ・バランスの推進会議を立ち上げています。その中で、本年2月に提言を取りまとめたんですけども、その提言書の最後のところに企業の好事例集も若干載せていただいておりますので、そんなものも是非活用していきたいと考えております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。

労政雇用課 好事例集の中には、人材の定着率が上がったであるとか、企業としてこういうことがよかったということも書いてございます。おっしゃっていただいたことは、そういうことをもっとやるようにということだと思いますので、いろいろな機会を捉えて我々としても宣伝していきたいと考えております。

田中チカ子会長 はい。皆様のほうからよろしゅうございますか。男女共同参画の視点から何か補足はございませんか。M字曲線というのが、それで少し変わればということもあると思います。

お忙しい中ありがとうございました。

### 資料3 子育て支援緊急対策事業 子育て支援課

田中チカ子会長 それでは3番目でございますが、「子育て支援緊急対策事業」ということでお願いしております。保健福祉部生きがい推進局子育て支援課から来ていただいておりますので、ご用意ができましたらお願いします。

子育て支援課 子育て支援課です。よろしく申し上げます。

今回は子育て支援緊急対策事業ということで、資料3になります。この事業ですが、予算額が約4億7千万円ということで注目されたと思うんですが、国の「安心子ども基金」の本県への配分額が約9億8千万円あります。これを全額本県の「安心子ども基金」として積立済みです。これを活用いたしまして、20年度から22年度まで、あと一部拡充された部分がありまして、23年度、26年度までになっている部分もありますけれども、保育に関しましては20年度から22年度までの事業実施となっております。



資料の1ページをご覧ください。こちらが「安心こども基金」の概要ですが、右肩に「平成20年度第2次補正予算」と記載されておりますが、国の第2次補正予算に対応したものが、本県21年度当初予算の4億7千万円の部分になります。この内容としましては、「保育所等整備事業」、「家庭的保育改修等事業」、「保育の質の向上のための研修事業等」等の事業を計上しております。

続いて2ページから3ページにかけては、「安心こども基金」の事業概要です。これは事業名だけにはなっておりますけれども、4ページから5ページにかけては、先ほど言いました事業別の内容を一覧表で少し詳しく記載しています。その表の右側の補助率の中に市町という欄があり、その欄の4分の1とか2分の1とか数字が書かれておりますが、これは左の事業を行うに当たって、市町が負担しなければならない割合となっております。見ていただければわかると思いますが、ほとんどの事業に負担があります。そういう意味では、市町は持出しがあるわけです。予算額4億7千万円と計上はしておりますが、国から連絡があったのはかなり遅くて、事業概要も固まったものではありませんでした。そういうことから市町に要望調査をかけましたんですけれども、固まったものではない数字が出てきております。この事業は20年度から22年度までですので、今後計画を立ててもらおうということが出来ますので、市町の要望プラス調整をしております。だからこれでは余るようなところが出てくるとは思いますが、数字はそのような数字になっております。

「安心こども基金」の制度ですが、これは国の2次補正予算により緊急経済対策の一つです。子どもを安心して育てることのできる態勢の整備推進を図ることを目的に、各県に「安心こども基金」を創設しております。基金を創設することによって、国に申請をして審査を受け、交付決定が来るまで、時間がかかりかかるとは思いますが、それが縮小されるというメリットがございます。

それと「安心こども基金」は、待機児童がかなり増えているということでそれを解消することも大きな目的の一つです。それを前倒して実施するという事で、保育所の緊急整備、それから定員を増やすということ、放課後児童クラブ、認定こども園の整備、保育の資質の向上のための研修、そういったものを実施するようにしております。

21年度に内示をしているものを紹介いたしますと、保育所の緊急整備事業は3市4件、放課後児童クラブ設置促進事業につきましては3市4件、家庭的保育研修事業は1市、保育の質の向上のための研修事業は県と18市町が実施することとなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは「えひめ・未来・子育てプラン」についてですが、第1回の会議でいろいろ議論がありまして、意見がありました点についてご説明したいと思います。

「えひめ・未来・子育てプラン」は平成17年3月に策定しました平成17年度から平成21年度の5カ年の計画となっております。プランに掲載しております85項目の目標指標があり、そのうち「男女共同参画計画」に搭載している保育サービス関係指標は9項目になります。

1番の延長保育事業ですけれども、こちらは1日当たりの開設時間が11時間を超えて実施される保育サービスです。概ね19時までの1時間延長が多いです。2番目の地域子育て支援センター事業です。こちらは保育所での実施が多いですけれども、様々な育児支援を保育所に来ていない子どもたちを持つ親御さんたちにいろんな育児相談とか講座の受講とかそういうことをしてもらうようになっています。3番目の放課後児童健全育成事業、こちらは保護者が昼間家庭にいない小学校の低学年の児童に遊びの場と生活の場を提供する、それによって健全育成を図るという事業です。4番目の病後児保育施設型ですけれども、病気の回復期にある児童を病院などの施設で預かる保育サービスの一つです。5番目のファミリー・サポート・センター事業ですが、子育てを援助してほしい人、例えば保育園にお迎えに行ってもらいたいとか、病院に連れて行ってもらいたいとかいう援助してほしい人と、自分は子育ても一段落したから送迎しましょうとか家で預かりましょうとかいう援助したい人、援助してほしい人と援助したい人を繋ぐ機関です。6番、幼稚園における預かり保育、幼稚園は大体午前中の4時間が基本になっていると思いますけれども、幼稚園の教育時間が終わった後も園児を幼稚園内で2時間以上預かるという事業です。7番目のつどいのひろば事業ですけれども、乳幼児を持つ親が気軽に集まって話をするということで、育児不安の解消などに貢献することを目指す事業です。8番目の休日保育事業は日曜日や祝日に行う保育事業のことです。9番目の子育て短期支援事業（ショートステイ）ですが、一時的に家庭での養育が困難になった児童に対して保育サービスを行う、これは入所が前提となっています。

事業の概要は以上なんですが、9項目のうちで目標値を達成したのは、放課後児童健全育成事業とファミリー・サポート・センターの設置箇所数です。7割を下回っているのは、病後児保育、つどいの広場、休日保育、子育て短期支援になっています。21年度の目標数値が記載してありますけれども、6番目にあります「幼稚園における預かり保育実施園数」は、全園での実施を目標としておりますけれども、それ以外のものは市町も同じような計画を立てておりますが、そちらの積上げになっております。

未達成の理由ですけれども、市町から聞いたところによりますと、保育園の民営化や統廃合の問題を抱えていて予定通りにはいかなかったとか、施設や保育士が確保できなかったとかの理由を聞いております。延長保育につきましては、特に南予のほうは祖父母が近

くにいるんだと思うんですけど、対応してくれるので、利用料金を払ってまで利用するという要望がなかったというふうに聞いております。病後児保育などはニーズはありますけれども、なかなかそれに対応してもらえない小児科の病院が見つからない、これもお医者さんがいるところでないといけませんので、そういう要素があります。休日保育につきましては、お休みの日ですので保育士が確保できない、というある市からの回答がありました。ショートステイにつきましては、児童養護施設で対応するんですけども、実際に預ける人がなかったので取りやめたところもあります。進捗状況については以上です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。皆様からご質問ございますでしょうか。

向江隆文委員 先ほどの説明ですと、認定こども園については県内各市町どこも申出がないんですね。進んでいないという話はよく聞くんですけども、その理由は県としてはどのように把握されているのでしょうか。

子育て支援課 認定こども園につきましては、愛媛県には8園あるんですけども、そのうち保育所型と幼稚園型と幼保連携型というのは国の補助があるんですけども、いわゆる認可外の保育施設が立ち上げる場合は補助金がありません。そういうこともあって進んでいないのかと思われそうですが、本県の場合はやってみたいというところが相談に見えましたら、積極的に支援はしておりますし、相談にも乗っておりますので、愛媛の場合は他県よりも結構増えていると思います。

田中チカ子会長 今、県では待機児童はどのくらいあると把握されていますでしょうか。

子育て支援課 松山市のみに発生しております、45名となっております。

田中チカ子会長 これを多いと見るか、45名しかいないと見るかというのは別の見方ですけども。かなり幼稚園の預かり保育が進んでいますよね。7時までお受けしている幼稚園もずいぶん増えているように思います。そういうところで、保育園に無理して行かなくても、入れない保育園を無理して待たなくても幼稚園でまかなうことができる状況があるのかなと個人的には思っております。その辺はどのように観察しておられますか。

子育て支援課 基金の目的というのが、待機児童をなくすということなんですが、現実には、幼稚園は定員割れというか子どもが少なくなっている一方で、不況でお母さんたちが働きに出ないといけないということが増えて、保育所の待機が最近では増えている。特に都市部が顕著ですので、多分松山市辺りはもっといるのかなとも思いますが、国が定めた定義によって数値を出すと45名ということになっております。

田中チカ子会長 潜在的にはもっとおられるのかもしれませんが。他にございませんでしょうか。

向江隆文委員 先ほど目標が達成できない理由というのを聞かせていただいたんですが、

延長保育とか病後児保育、休日保育、子育て短期支援、一つには体制の問題もあると思うんですけど、後はニーズがなかったという話なんですけど、こういう場合、使い勝手が悪いとかPR不足とかという面もあると思うんです。開設しても実際に利用しなかったということで済むものかどうなのかということと、そこをちゃんと調査しているのかということと、今後どうするのかということとを少し追加して説明していただけないでしょうか。子育て支援課 実施するのは市町であって、市町に聞くとニーズがなかったとかいうふうに言われるんですけども、確かに、うちの課の職員にも子育て中の人がいっぱいいて、子どもが熱を出したとって帰る人もいますので、そういう場合は病後児保育などが充実していたら助かるんだらうなあというふうに課長としても思うわけなんです。やはり、病院側としてもある意味リスクを伴うわけですよ。子どもを預かる預からないに関わらず、人員を配置していないといけない、確保しておくとか人件費がかかる、でも子どもがいなかったら全部自分たちの持出しになってしまうところがあるので、やはり財政的な支援、経済的な支援というのをもう少しぎ込まないといけないのかなと思うんですけど、今の段階ではそこまでお金が回っていないというのが現状です。

あと確かにPR不足はあると思うんですけど、我々もホームページ、冊子、リーフレットなどでPRはしてるつもりなんですけど、なかなかPRの方法がこれといった決め手がなくて、何かを配ったらそれで終わりみたいなところが県は少しあって、広報面でも一工夫がいると思いますので、また知恵を絞っていきたいと思います。

田中チカ子会長 向江委員さん、それでよろしゅうございますか。

子育て短期支援というのは、これ乳児院も入っていますね。乳児院はご利用があるみたいなんです。下の子どもさんが産まれるので、その間上のお兄ちゃんやお姉ちゃんがまだ小さいので預けるということで、ずいぶん助かっているというご家庭はあるというふうに聞いています。

子育て支援課 子育て短期支援事業につきましては、今しているところが松山市、今治市、新居浜市、西条市です。実績があるのは、会長さんが言われたように松山市の乳児院があります。また、新居浜市の児童養護施設でも実績があります。

ただ、やめたといいますのは、宇和島市と八幡浜市でありまして、市町からの聞取りになりますけども、入所になりますと夜中も通して全部預けますので、そこまでして預けるのはかわいそうだという意見が周りからも強くて、市町に相談はあるんですけども、そこまではいいですというのが現状で、何年も利用がないので、アンケート上のニーズはともかく実態としてのニーズはないということで、もう事業としてはやめようかということだと話は聞いております。

田中チカ子会長 無理に施設に預けるのがいいというわけではございませんですから、親族などで対応できればそれでいいんですけど。他にございませんようでしたら、よろしゅうございますか。

お忙しい中、ありがとうございました。

#### 資料4 福祉・介護人材確保緊急支援事業 保健福祉課

田中チカ子会長 最後に取り上げますのは、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」ということで、保健福祉部管理局保健福祉課からご報告いただきます。

保健福祉課 保健福祉課でございます。「福祉・介護人材確保緊急支援事業」についてご説明申し上げます。私、保健福祉課長をしております竹本と申します。隣が担当の係長の山中でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

では、資料4の1ページをお願いいたします。「福祉・介護人材確保緊急支援事業」でございますが、この事業が創設されました背景を少し説明させていただきます。現在、少子高齢化が進行する中で、将来の福祉・介護人材の確保が懸念されております。国の資料によりますと、平成16年度当時、100万人ほど従事者がいたそうでございますけれども、これが平成26年には140万人から160万人必要となってくる。つまり1年にならしますと、4万人から6万人ずつ確保していかなければならないわけですが、一方で、福祉・介護の従事者は離職率が高いという現状もございます。離職率は全産業では16%程度だそうですが、福祉・介護の現場では21%を超えるそうです。また、人材を育成して供給する介護福祉士養成施設ですが、入学希望者が減少してまいりまして、定員充足率が40%となっております。ということで、若年労働者の確保が困難になってきているわけでございます。ちなみに県におきまして、7施設、介護の養成施設がございましたけれども、このうち2施設が今年度から募集停止、さらに2施設が定員削減せざるを得ない状況となっております。こういう状況を背景といたしまして、国のほうで20年度、21年度の補正予算で創設した事業でございます。

内容といたしましては、進路選択期における高校生に対する福祉・介護の仕事に対するイメージアップや介護福祉士の潜在的有資格者の活用、さらに求職登録者の職場体験などを内容としております。

2ページ移っていただきまして、それぞれの事業について説明してまいります。2ページの「福祉の仕事イメージアップ推進事業」でございますが、進路選択期にある高校生に対して、福祉の第一線で活躍している方を講師として、福祉の職場の魅力や仕事のやりがいなどを伝える講演会等を開催することで、福祉・介護に関する理解や関心を深めようと

するものでございます。今年度は、福祉系のコースや訪問介護員2級を取得するカリキュラムを持つ5つの高等学校を訪問しますとともに、高校側と介護福祉士養成施設との情報交換の場を持つ予定としております。

次に3ページに移っていただきまして、「福祉人材センター機能強化緊急対策事業」でございます。福祉人材センターといいますのは、社会福祉法に基づきまして、県が県社会福祉協議会を指定し、事業としては、いわば福祉人材の無料職業紹介所といったところでございます。これにつきましては、2つの事業で構成されておりまして、複数事業所連携事業と職場体験事業でございます。複数事業所連携事業につきましては、福祉・介護の現場では、小規模な事業者が多いので、単独ではなかなか求人の説明会とか研修会を開催することが難しいということがございますので、事業所間の連携を図って、合同の求人説明会や研修会を開催しようというものでございます。もう一つの職場体験事業でございますが、これは、人材センターへの求人登録者を対象に職場体験を実施するという事で、職場に対する正しい理解を深めようという事業でございます。

続きまして、4ページを見ていただきまして、「潜在的有資格者等養成支援事業」でございます。これにつきましては、介護福祉士の資格を持ちながらも福祉・介護の現場で働いていないとか全く働いていないという方が約4割いらっしゃるということで、この方々の再就業を図っていこう、併せて定年退職期を迎えます団塊の世代に福祉・介護分野への参入を促していこうというものでございます。21年度は、聖カタリナ大学、今治明德短期大学、松山東雲短期大学の3校に委託しまして、再就業の支援研修でありますとか、現在就業されております介護福祉士のキャリアアップの支援研修、福祉・介護サービスチャレンジ教室といったものを開催してまいります。

5ページに移りまして「福祉・介護人材マッチング支援事業」でございますが、これは先ほど申しました福祉人材センターに、キャリア支援専門員を置きます。東・中・南予に各1名を置きますが、ハローワークと連携して職業紹介、相談を行おうということで、これまでは福祉人材センターは求職者が来るのを待っていたわけなんですけれども、これからはハローワークと連携して、より幅広い方々に職業紹介や相談を行っていこうというものでございます。

さらに6ページに移っていただきまして「キャリア形成訪問指導事業」でございますが、これにつきましては先ほどの「潜在的有資格者等養成事業」が専ら学校に人を集めてする事業だったのに対して、この「キャリア形成訪問指導事業」につきましては、介護福祉士等養成施設が施設や事業所に出向いて、介護技術の研修を行うことで、職員のキャリアアップや定着を支援していこうという事業でございます。

以上が事業の概要でございますけれども、私どもといたしましては、これらの事業を通じて一人でも多くの方に福祉・介護の現場に入っていただいて、力を発揮し活躍していただけるよう支援してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

田中チカ子会長 ありがとうございました。皆様からご質問はございませんでしょうか。  
友石晃由委員 福祉の現場に限らず、皆さんが嫌がられている、きついから離職が多いという職業は他にもあるわけなんですけれども、具体的にどのような形で魅力あるものにしていきたいと思われていますか。どういうふうになればよりたくさんの方に就労してもらえと思っていますか。

保健福祉課 ただ単に研修するだけでは職場全体を変えることは難しだろうと思っています。例えば、給料についても見直しをしていかなければいけないわけなんですけれども、それにつきましては障害福祉課、それから長寿介護課で処遇改善事業というのをやっております。これにつきましても、国から1万5千円のアップをとということであるようになっております。魅力をといっても、自分たちの存在価値が認められるということが必要だという声も聞きますので、微々たるものではありますけれども、そこら辺りからやっていくということが必要かなと思います。

田中チカ子会長 友石委員さんご自身はいかがですか。これをしなきゃなかなかということとは。

友石晃由委員 非常に難しいんですね。これに限らずいろいろな職業に関して、若い人たちが選り好みをしているじゃないですか。選り好みというとおかしいかもしれないですけど、職があるはずなのに職がないという形で世間で言われているそのミスマッチというんですか、そこがどのようにすればうまくいくのかなというのはなかなか答えが出ない。どこに聞いてもなかなか答えが出ない。実際にされている企業としての取組みと行政としての取組み、その辺の温度差というか、手を握るところがあるのかなというところを見つけないんですけど、見つかりません。

田中チカ子会長 介護の仕事、保育の仕事、看護の仕事、医療の仕事とありますけれども、人と関わる仕事って本当にやりがいのある仕事というのは多くの方が理解していると思うんです。結局は生活給が支給できるかどうかじゃないかなと私は感じているんですけど。いろいろあるけどこれだけもらっているからやるんだという、自分の中での折り合いがなかなかつかない。特に男性の場合は日本ではご家族を養うという役割がまだまだ意識されておりますので、男性がこれでは生活できない、独身のときはやっていけるかもしれないんだけど、ということとはよく聞きます。数字になっていない個人の感想ですけども。その辺の待遇改善というのがネックになっている。使命感と生きがいがお給料の中に入っ

ているようなことではなかなかと思いますね。

今日、ご報告いただいたことで、皆様からご質問ございますか。

大隈満委員 すみません。思いつきなのですが、今日最初に話を伺った「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」教育委員会の事業なんですけれども、私が質問させていただいて、前身の事業の「豊かな人間性育成事業」の統計を見ると高齢者介護に参加する高校生の参加者数が減っていているということをお伺いしたんですが、平成16年度から20年度にかけて下がりっぱなしで、高校生が嫌がるんじゃないかなというお話だったんです。なかなか縦割りの行政組織の中で難しいことは分かるんですが、せっかく「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の中に高校生に対する福祉・介護の仕事に対するイメージアップという事業が含まれていますので、その両方の予算の効果を高める上で、保健福祉部と教育委員会が協力されて、お互いに相乗効果が高まるようなことをやったらいいんじゃないかと思いました。自然の勢いじゃなくて、「高校生『愛とこころの交流体験』推進事業」の中で大いにイメージアップを図っていただいて、保健福祉部のお仕事にも繋がっていくような工夫をされたらどうかなと思いました。以上です。

田中チカ子会長 コーディネートするということですね。その辺についてはいかがですか。

保健福祉課 予算の関係がございますので、一緒にどちらかがやっしまえばそれでいいというものではございませんけれども、今回も高校生に対するイメージアップ事業をすることで、高校教育課と一緒に考えまして、この高校なども選んできているわけで、今回は福祉系のコースであるとか訪問介護の資格取得を目指している高校生に対してやりましたけれども、もう少ししたらそれを一般の高校にも広げていくということも考えていきたいと思いますので、それについても高校教育課とは協議をさせていただきたいと考えております。

田中チカ子会長 大隈先生よろしいでしょうか。できるだけ、タイアップしてすれば効果がより上がるということがありますので、よろしくをお願いします。

皆様、他にございますか。菊池委員さんお願いします。

菊池裕子委員 今のお話に関連して、私も古い人間ですから、自分の経験は今とは全然違うとは思いますが、一般の高校生に対する福祉関係の体験というのも非常に貴重なんですけれども、実際は大勢の生徒がいろいろな施設に集中するので思うようにできなくて、間に入る教員が多分苦労しているけど必要だからやっている。というのが、一般の生徒が目覚めることがありますから、それを期待してするんだろうと思うんです。

ただ、施設が受け入れられない状況があるんじゃないかなと想像するので、一般の体験はやってほしいんですけど、自分で道を選んだ5校の生徒に対するイメージアップという



のは非常に大事じゃないかなと私は思うんです。そういう意味で、これは是非続けていただいたら、教員が指導するのとはまた違うことを学ぶんじゃないかな、イメージアップも相当その中には含まれるんじゃないかなという気がして、是非効果を挙げていただきたいと、この事業を見せていただいて思いました。よろしくお願いします。

田中チカ子会長 いろいろなものを見せていただいたりお聞きしたりしていますと、福祉現場に出る人というのは、今菊池委員さんがおっしゃったことを含めて、おばあちゃんがありがとうって言うてくれた、それがすごくうれしくて私は福祉に行こうと思ったと、すごく素朴なんです。ところが続かないのは、やはり生活給だろうと思います。そこらもにらみをきかせながら進めていっていただきたいなと思います。それを中央に働きかけていくというのも一つの役割ではないかと思っております。

担当課から男女共同参画の視点からという意味でこの事業を見ていただいたときに、こういう点で努力しているようなところがございましたら、是非お聞かせいただきたいと思えます。

保健福祉課 男性も女性も一緒に福祉・介護に入っていただきたい。特に男性だから、女性だからということではなく、一緒に入っていただきたいと考えております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

今日お聞かせいただいた事業4つございましたけれども、私たちが初めて知ったこともあるかと思えます。今後の審議の中に活かしていただきたいと思えます。

皆様のほうから、全般的なことで今日感じられたことで、これだけは言っておきたいということはございますか。4事業を通して。向江委員さんよろしくお願いします。

向江隆文委員 このヒアリングの話、数値指標の達成というところで選んだというところもあるんですけども、今日話を聞かせていただいて、その達成ができるかというところはかなり絶望的じゃないかという印象を持ちましたし、じゃあどうするということまで出ているのは唯一えひめ子育て応援企業の認証サポートで、このままのやり方じゃいけないんで、認証サポーターをつけたということは分かるんですけども、他のところってお金がない、ニーズがないで終わっているような感じなんですよね。このままで、どうすればいいのかと私は思ったんですけども。

田中チカ子会長 できることはやらなきゃいけないと思うんですけども、一つはPRの不足というよりは方法がまずいんじゃないかと。まだまだ知られていないんですけど、やってみただけご利用がないという結果だけで話しているようなところがあるように思いました。

向江隆文委員 単に市町に聞いてそうだったという話で終わってしまってますよね。

田中チカ子会長 その点は男女参画課と一緒にいてくださっていますから、お伝えいただいてもいいと思います。

例年と比べましたら、担当課もかなり意識して用意してくださったように私には聞こえました。ただ、縦割りということなんでしょうか。向江委員さんも指摘してくださいましたけれども、最終的な統計が18年であったりして、途切れています。そこに平気で線が引いてあるところがどうなのかなと思いますね。始めたら、あれはどうなっているのかと気にしてほしいなという気がいたします。そういうことも含めて改善して欲しいという印象を持ちました。

そうしましたら、今日は担当課から4事業につきましてご説明をいただき、質問もしたわけなんですけれども、事務局からご報告等ございますので、そちらに移りたいと思います。

#### 資料5 県審議会等における女性委員の登用状況

事務局 それでは男女参画課から報告をさせていただきます。資料の5をご覧くださいませでしょうか。県の審議会等への女性委員の登用状況でございます。第1回会議でも説明をさせていただきましたけれども、22年度末までに40%以上とすることが目標でございますが、直近の10月1日現在41.9%となっております。7月から0.6ポイント増加しております。40%を上回る審議会の割合につきましても69.9%となりまして、1.0ポイントの増加ということでございます。目標である40%は達成しましたが、今後は決して後戻りさせないという方針で全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

それから、別の報告なんですけど、お手元に今日お配りさせていただきました冊子がございます。「デートDVって何」ですが、今年度これができるばかりでございますので、ちょうどいい機会でございますので、委員の皆様にお手に取っていただくということで配らせていただきました。

これについては、めくっていただいたところに棒グラフがあります。恋人間のDV、デートDVといいますけれども、これが10歳代、20歳代でいずれかの行為を受けたことがあるかという答えが年代別に出ています。例えば「60歳以上」というのは、今60歳以上の方が10歳代、20歳代の頃に受けましたかという統計ですけれども、若くなるにつれて被害を受けた人が多いという結果になっております。

これはいろんな識者の方によりますと、今は携帯電話がたいへん普及しておりまして、

それによってお互い束縛するとか友達関係を制限するとかというところで精神的暴力というところが大きくなるのかもしれませんが、そういった点で若い人の恋人間のデートDVが問題になっているのではないかと。そういうことで、このパンフレットを作ってみました。若い人に見やすいように、これを見たら分かってもらえるかなと漫画という形で作っております。その後にはチェックリストを入れて、こういうことはないですかと気づいてもらえるような内容にしてみました。そういうときにはどこに相談すればいいかということも載せております。

このパンフレットにつきましては関係機関に配布いたしますし、大学でのデートDVの講座でも配布します。デートDVの講座は、ちょうどあさっての11月4日に愛媛大学で客野先生の講師でさせていただきますのと、松山大学、聖カタリナ大学、短期大学部でもさせていただきますようにしております。

それともう一つ、ちょうど11月8日の日曜日に、デートDVを含みますDVの関係について、男女参画課の職員が出演して、南海放送の夜の「愛！愛！！えひめ」でDVのことが取り上げられます。もしお時間がありましたら、2、3分の短い番組ですが、見ていただけたら幸いです。

事務局からは以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。そうしましたら、特にこれという議題がございませんようでしたら、事務局へお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。では、事務局にお返しします。

#### 4 閉 会

司会 事務局からは特にございませんので、以上を持ちまして平成21年度第2回愛媛県男女共同参画会議を終了いたします

田中会長さん、委員の皆様、どうもありがとうございました。